

## 利用曲数が少ない場合の使用料の取扱について

### ♪使用料規程取扱細則の一部変更について♪

使用料規程第2章第1節5「社交場における演奏等」の規定について、運用上必要な事項を定めた「使用料規程取扱細則」を、2006年4月1日からその内容を一部変更いたします。

#### 1. 「使用料規程取扱細則」に以下の内容を新設しました。

##### 第4条(2) 使用料の適用基準

生演奏により著作物を利用する業種1から業種5の事業者が、本協会と包括契約を結ぶ場合で、使用料の額が規定に定める使用料の額によりがたいときは、別表16に定める1曲1回の使用料を積算する方式により著作物の利用頻度を参酌し、月額使用料または年額使用料を定めることができる。上記により算出した使用料が年額12,000円を下回る場合は、年額12,000円とする。

#### 2. 包括契約を締結する場合の契約の種類

この変更により、包括契約を締結する場合、以下の通り、従来の契約の他にあらたに個別算定包括使用料(※1)による契約をご選択いただけるようになりました。

##### ① 包括契約 (= 包括的利用許諾契約)

包括月額使用料をお支払いいただくことにより、「月間125時間まで」または「月間60時間まで」当協会管理の全楽曲を演奏することができる契約。

##### ② 「個別算定包括使用料」による契約 (新設)

当協会の管理楽曲の利用曲数が少なく、演奏楽曲・演奏曲数が把握できる場合に限り、月間の平均演奏曲数に基づいて算定する「個別算定包括使用料」が適用される契約。なお、定期的な演奏楽曲報告が必要となります。

(包括契約によらない場合は、利用の都度事前に許諾をお取りいただく必要があります。)

##### ※1 「個別算定包括使用料」とは

使用料規程で定める1曲1回利用時間5分までの使用料額(※2)に1ヶ月(もしくは1年間)あたりの利用曲数を乗じて求める使用料額。

##### ※2 「1曲1回利用時間5分までの使用料額」とは

包括契約を締結しない場合 (= 利用の都度、事前の許諾が必要です) の使用料額。

## ♪個別算定包括使用料による契約の対象となるお店♪

「個別算定包括使用料」による契約は、以下のお店のように当協会管理楽曲（※3）の利用曲数が少ないお店が対象となります。

- ◆月間の生演奏の日数が少ないお店
- ◆アマチュアバンドなどが自作曲（当協会管理楽曲以外）を主に演奏するお店

※3 「当協会管理楽曲」とは

- ① JASRAC会員・信託者が委託する楽曲  
著作者である作詞者・作曲者・編曲者が会員・信託者ではない場合でも、会員・信託者である音楽出版者の委託を受け、管理する楽曲があります。
- ② 海外の著作権団体との相互管理契約に基づいて管理する楽曲  
(2005年9月15日現在 演奏権相互管理契約締結 98団体 81カ国 4地域)

## ♪個別算定包括使用料の算定事例♪

出演するアマチュアバンドが、主に自作曲を演奏するライブハウス  
(利用状況) 業種5・座席数30席・標準単位料金2,000円  
月間平均演奏曲数が1日5曲(※4)・演奏日数30日の場合  
※1曲1回5分までを1曲とします

(個別算定包括使用料の計算方法)

90円(※5)×1日5曲×月間30日=月額13,500円

(参考) 月間演奏時間60時間までの包括使用料 月額21,000円

- ※4 使用料規程(抜すい)9ページ別表5より
- ※5 1曲1回利用時間5分までの使用料:90円  
使用料規程(抜すい)12ページ別表16の1より

## ♪個別算定包括使用料の適用にあたって♪

個別算定包括使用料による契約に更改するにあたっては、以下2点を履行していただくことが条件となります。

- ◆契約更改にあたり、1ヶ月以上の全利用楽曲報告を含む月間演奏曲数を確認できる関係資料を提出いただく必要があります。
- ◆契約更改後、定期的に演奏利用楽曲を報告いただく必要があります。

## ♪実施時期♪

変更後の取扱細則の実施は2006年4月からとなりますが、個別算定包括使用料の適用については、当協会にご申告をいただいた以降となりますので、予めご承知おきください。

以上